

郡山市工事等の遠隔臨場に関する要領

令和5年3月29日制定

〔財務部契約検査課〕

（趣旨）

第1条 この要領は、郡山市が発注する工事及び工事に係る委託（以下、「工事等」という。）において、現地での確認（段階確認、材料確認及び立会等）を必要とする作業にモバイル端末（タブレット、スマートフォン、ウェアラブルカメラ、パソコン等）による映像と音声の双方向通信を用いた監督職員の臨場（以下、「遠隔臨場」という。）を適用し、受注者及び発注者の業務効率化等を図るとともに円滑な公共工事の執行に寄与するため必要な事項を定めるものである。

（適用範囲）

第2条 この要領は、原則としてすべての工事等を対象とし、受発注者いずれかの発議による協議を行った上、受注者が希望する工事等に適用する。

（器機等の手配及び運用）

第3条 遠隔臨場に使用するモバイル端末等、通信環境、アプリケーション、その他周辺機器（以下、「機器等」という。）の手配及び運用については、次のとおりとする。

（1）手配及び運用

受注者が使用する機器等は受注者が手配、運用し、発注者が使用する機器等は発注者が手配、運用することを基本とするものとする。

（2）費用の負担

前号の手配及び運用に要する費用は、受発注者それぞれの負担とするものとする。

（実施方法及び内容）

第4条 遠隔臨場の実施方法及びその内容は、次のとおりとする。

（1）事前打合せ。

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の対象とする作業等（工種、確認する事目、内容等）、使用する機器等の仕様、実施の記録方法等について監督員と打合せを行うものとする。ただし、遠隔臨場の対象とする作業等は、現地から配信された映像から、監督員が必要とする情報を直接読み取れるものに限るものとする。

（2）機器等、通信状況の確認

受注者及び監督員は、現地確認等が支障なく適正に行えるように手配した機器等及び双方向通信の状況について事前の確認を行うこと。

（3）施工計画書等の提出

受注者は、現地確認等の実施にあたり、確認事項、時期、内容及び使用等を施工計画書への記載又は協議書を提出するものとする。

（4）遠隔臨場の実施

ア 受注者は、現地確認等に必要な資料（出来形確認図表等）を事前に監督員に提出するものとする。

イ 受注者は、近接撮影を行う前に現地確認等を行う位置や現場の状況を撮影、配信し、監督員はこれを確認するものとする。

ウ 受注者は、件名、工種、確認内容、設計値、測定値及び使用材料等の必要な情報について適宜黒板等と用いて表示するものとする。

エ 受注者は、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員はこの内容を確認し、終了時に監督員は、実施結果を受注者に回答するものとする。

オ 受注者は、当該臨場を遠隔臨場により実施した旨を立会記録簿等に記録するものとする。

カ 監督員は、遠隔臨場により十分な情報を得ることができなかったと判断した場合は、受注者にその旨を伝え、当該臨場を現地臨場に変更することができるものとする。

(5) 映像と音声の記録

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を記録する必要はないが、記録する場合は、事前に監督員及び被撮影者の承諾を得るものとする。

(留意事項)

第5条 この要領の適用に際して、次の事項に留意するものとする。

(1) 撮影における留意事項

ア 受注者は、被撮影者である当該作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、事前に承諾を得ること。

イ モバイル端末等で長時間撮影する場合、撮影者等のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

ウ 受注者は、撮影時に当該地以外ができる限り映り込まないように留意すること。

エ 受注者は、公的でない建物内部など見られることが予定されていない場所が映り込み人物が移っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

(2) 効果の検証

受注者及び監督員は、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出等について、アンケート調査等による依頼があった場合は協力すること。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じ受発注者間で協議しその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。